

「台風時の登下校」

- 1 児童の登校する以前に、名古屋地方気象台から愛知県西部地方、または西三河南部地方、高浜市に特別警報・暴風警報が発表されている場合

午前6時の時点で特別警報・暴風警報が解除されていないならば、その日は休校とします。

- 2 児童の登校後に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表された場合

授業を中止し、安全を確認して速やかに下校させます。または、保護者の迎えを待ちます。ただし、通学路の通行が危険と認められたときや通学距離等により帰宅が困難と認められたときは、当該児童を学校の安全な場所に残します。

なお、暴風警報が発表されていない場合でも、その後の危険が予測される場合は、早めに下校させる場合もあります。

- 3 児童の登校後に特別警報が発表された場合

特別警報が解除されるまで児童を学校の安全な場所に残します。特別警報が解除された場合は、暴風警報が発表された場合と同じ対応をします。